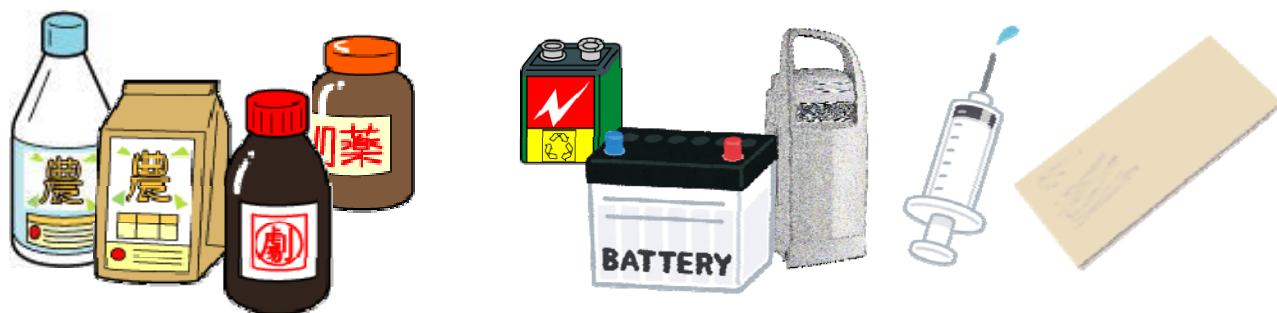


持ち込みできないもの

※ここに記載しているものは、清掃工場へ持ち込めないものです。
処分方法についてはお住まいの自治体（佐倉市又は酒々井町）へお問い合わせください。

1. 有害性のあるもの

農薬、劇薬、バッテリー（充電式電池、電動アシスト自転車のバッテリーを含む）、
医療器具（注射器など）、汚物、汚泥、石膏ボード
※石膏ボードは水溶性のため、外部に有害物質が流出する恐れがあるためお持ちできません。



2. 危険性のあるもの

ボンベ類、消火器、揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー）、ボタン電池、
灯油・重油・軽油等、中身の入ったライターやカセットボンベ、未使用の花火
※ボタン電池は処理中に発火する恐れがあるためお持ちできません。



3. 法的根拠によるもの

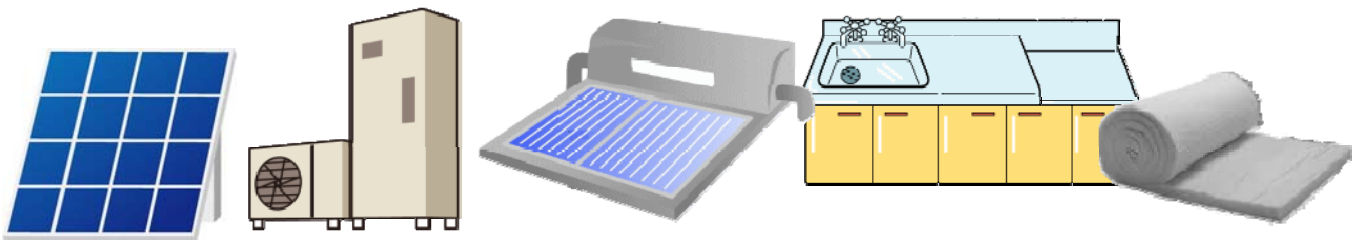
テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
冷蔵庫、冷凍庫、ワインセラー、保冷庫
※テレビのうち、電池式・ACアダプター式・シガーライター式・風呂据付は持ち込めます。



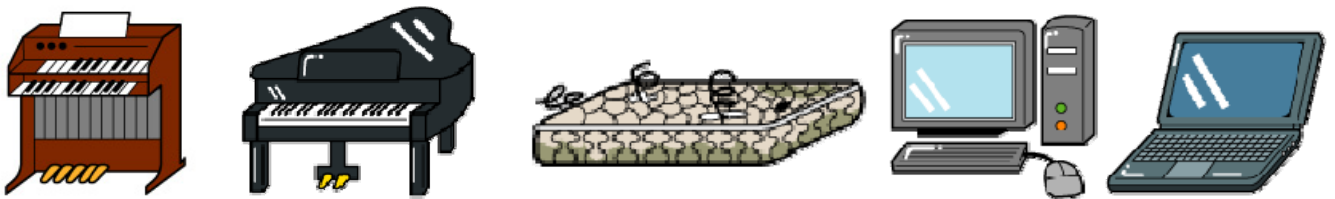
次ページもご覧ください。

4. その他

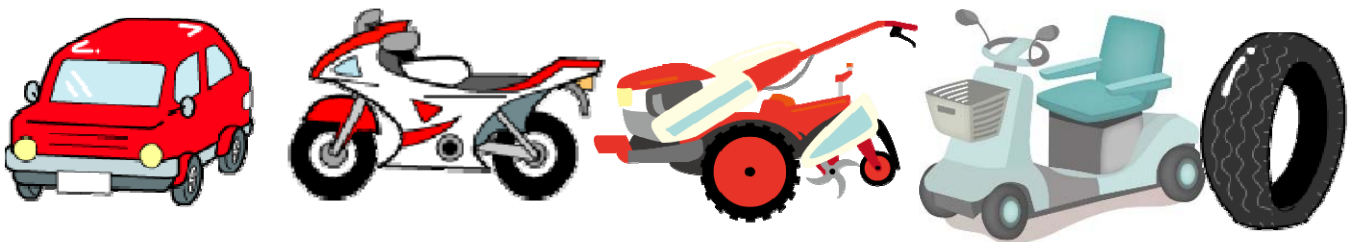
太陽光発電設備（軽微なものを除く）、電気給湯器等設備、太陽熱温水器
建築設備で1辺でも2mを超えるもの、断熱材等の建築廃材
※建築設備で1辺が2m以内のものについては、本人等が取り外したものに限りません。



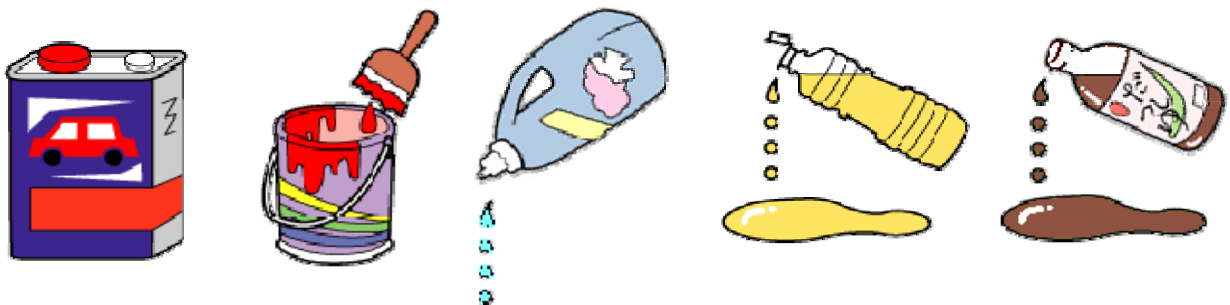
ピアノ、オルガン、エレキギター、スプリング入りマットレス
パソコン（本体及びモニター）



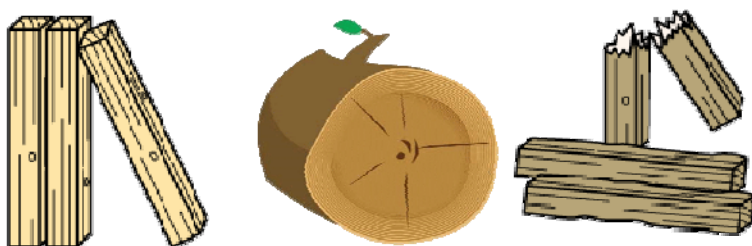
自動車、オートバイ（50cc以下の原動機付自転車を除く）、農機具、電動シニアカー
自動車タイヤ、オートバイタイヤ（50cc以下の原動機付自転車のものを除く）



液体、液状のもの（オイル、ペンキ、油、液体洗剤等）
※中身が入っているスプレー缶や缶詰、容器に入っている状態の油や洗剤もお持ちできません。



2mを超える木・枝・木材、直径30cmを超える木・枝・木材
2mを超えるFRP・グラスファイバー・カーボンファイバー製品



次ページもご覧ください。

5. 廃棄物とならないもの

土、砂

※廃棄物とみなされないため、原則として清掃工場へお持込できません。



6. 量に制限があるもの

軽量ブロック・レンガ・砂利・石

本人又は同居の家族等が取り外した外壁材・屋根材・タイル等

※1回の持ち込みにつき1袋のみ受付をします。

【持込可能な量】



20ℓの袋の袋の場合は1袋 又は 45ℓの袋の場合は半分程度

処分方法に関するお問い合わせは、お住まいの市役所、町役場へご連絡ください。

佐倉市 廃棄物対策課

☎043-484-6149 (直通)

酒々井町 経済環境課

☎043-496-1171 (代表)

清掃工場へのお持込に関するお問い合わせは下記へご連絡ください。

佐倉市、酒々井町清掃組合

☎043-496-7511